

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第11号

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程

京都市交通局事務処理規程の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「

企画推進係長 事業企画係長 事業管理係長 広告係長 ICカード促進係長 旅客動向分析 係長 運賃収入係長
--

」を

「

企画推進係長 事業管理係長 広告係長 運賃 制度係長 旅客動向分析係長 運賃収入係長
---

」に、

「

車両係長
------

」を

「

車両係長 車両新造係長
-------------

」に改める。

第9条技術課の項第5号中「停留所」の右に「施設の設置、修繕及び管理並びにこれらに伴う主務官庁の許認可等」を、「関すること。」の右に「ただし、工事に関するものを除く。」を加え、同項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号を削り、同項第9号を同項第7号とし、同項第10号中「無線方式による」を削り、同号を同項第8号とする。

第10条技術監理課の項第14号中「停留所の上屋」を「停留所施設」に改め、「工事」の右に「(電気設備に係るものを除く。)」を加え、「これらの保守」を「これらに係る主務官庁の許認可等」に改め、同条電気課の項に次の1号を加える。

(5) 乗合自動車の停留所施設の電気設備の工事に関すること。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)